

環境省 同時発表

平成 30 年 9 月 26 日

ストックホルム条約残留性有機汚染物質検討委員会第 14 回会合 (POPRC14) が開催されました

平成 30 年 9 月 17 日から 21 日にかけて、残留性有機汚染物質を国際的に規制するストックホルム条約による規制対象物質について検討を行う「残留性有機汚染物質検討委員会」(POPRC) の第 14 回会合がイタリアのローマで開催されました。

本会合では、ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質について、条約上の廃絶対象物質(附属書 A)への追加を締約国会議に勧告することが決定されました。また、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及び PFHxS 関連物質については、リスク管理に関する評価を検討する段階に進めることが決定されました。

さらに、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド(PFOSF)について、認めることのできる目的及び個別の適用除外の見直しが行われました。

1. 背景

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約)」は、環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念されるポリ塩化ビフェニル(PCB)、1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン(DDT)等の残留性有機汚染物質(POPs: Persistent Organic Pollutants)の製造及び使用の廃絶や制限、その意図的でない生成による放出の削減等の規制に関する条約です。

条約対象物質への追加について検討する検討委員会(POPRC、加盟国の 31 人の専門家から構成)においては、加盟国から提案された物質について、①スクリーニング、②危険性に関する詳細検討(リスクプロファイル)、③リスク管理に関する評価の検討の3段階のプロセスを経て、締約国会議(COP)に勧告します。

COP での決定の後、各加盟国は、対象物質について製造、使用等を規制することになります。我が国では、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)」等によって規制します。

2. 今回の会合での決定内容

POPRC の第 14 回会合(POPRC14)は、平成 30 年 9 月 17 日～21 日、イタリアのローマで開催され、我が国からは、メンバーとして高月峰夫早稲田大学規範科学総合研究所招聘研究員が、また、オブザーバーとして経済産業省・環境省の担当

官、国内の専門家等が出席しました。POPRC14 で決定した内容は、以下のとおりです。

(1) 条約対象物質への追加

①ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質(提案国:欧州連合)

【主な用途】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

リスク管理に関する評価及び POPs 条約上の位置付け(製造・使用等の「廃絶」)について検討し、医療品製造を目的とするペルフルオロオクタブロミド(PFOB)の製造のためのペルフルオロオクタンヨード(PFOI)の使用、既に搭載されている泡消火薬剤の使用等を適用除外にした上で、廃絶対象物質(附属書 A)に追加することにつき、COP に勧告することが決定されました。

(2) 条約対象物質としての検討

①ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及び PFHxS 関連物質(提案国:ノルウェー)

【主な用途】フッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等

リスクプロファイルを審議し、残留性、濃縮性、長距離移動性及び毒性等を検討した結果、高次捕食動物への生態影響等から PFHxS が重大な悪影響をもたらす恐れがあるとの結論に達し、次回の POPRC においてリスク管理に関する評価を検討する段階に進めることが決定されました。

(3) その他の検討

①ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩及びペルフルオロオクタンスルホニルフルオリド(PFOSF)の代替についての評価

【適用除外の主な用途】半導体用のエッチング剤、レジスト

附属書 B(制限)の第三部第5項及び6項に基づき、認めることのできる目的及び個別の適用除外の見直しが行われ、COP に勧告することが決定されました。

3. 今後の予定

POPRC13 及び POPRC14 の結果を踏まえた第9回締約国会議(COP9)は 2019 年 4 月末から 5 月初めにかけてジュネーブで開催される予定です。POPRC 次回会合(POPRC15)は 2019 年 9 月末から 10 月初めにかけてローマで開催される予定です。

【参考】関連するホームページ
経済産業省関連情報ホームページ

http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/pops.html

ストックホルム条約ホームページ(英語)

<http://www.POPs.int/>

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局化学物質管理課 宮本

担当者: 松下、秋山、池川

電 話:03-3501-1511(内線 3691)

03-3501-0080(直通)

03-3501-6604(FAX)